

福島大学

国外活動時の危機管理基本方針



本学の国際交流活動の推進に伴い、教職員の海外出張や学生の海外留学など、海外の大学等へ教職員及び学生を派遣する機会が今後一層増加することが予想される。この「国外活動時の危機管理基本方針」は、教職員及び学生に、事前の情報収集の重要性や危機に直面した際の対処方法について情報提供を行うとともに、海外へ派遣する学生等に対する大学としての安全配慮や、危機発生時に大学として対応すべき内容を定め、適切なリスクマネジメントを行うために策定する。

(1) 対象範囲

この方針の対象者は、本学所属の学生・教職員とし、この方針における危機管理の対象は、原則として、本学が許可または承認する派遣、海外研修、海外出張、ゼミ研修等とする。個人渡航等本学の許可や承認の範囲外のものとは対象外とするが、本学所属の学生・教職員に被害が発生し、大学としての対応が求められる場合には、この方針に準じて取り扱う。

(2) 事前対策

派遣を行う部局は、安全に学生・教職員あるいは研究者(以下「学生等」という。)に対し派遣をするために、必要に応じて以下の事項について事前オリエンテーションを実施し、学生等への注意喚起を行う。なお、国際交流センター又は派遣を行う部局は、危機管理の専門家による危機管理セミナーや説明会を開催することにより危機管理意識を高めるよう努める。

① 指導・助言

派遣を行う部局は、派遣地域・国の社会・文化・政治的状況、国際情勢及び流行疾患等の安全に関わる情報を把握し、学生等に対し、適切な指導・助言を行う。

② 連絡体制の整備

派遣を行う部局は、危機が発生した場合又は発生する恐れがある場合の連絡体制を整備し、学生等に周知するとともに、派遣日程、所属・活動場所、海外旅行保険情報、パスポート情報、住所及び連絡先等の重要な情報を把握する。

③ 健康状態のチェック

派遣を行う部局は、派遣期間がおおむね1か月を超える場合、学生等に健康状態をチェックするように指導する。また、感染症が流行している国・地域へ派遣する場合には、必要に応じて予防接種の必要性の説明を行う。

④ その他

派遣を行う部局はこれら適切な事前対策を講じるが、国際交流センターは、派遣を行う部局の要請等に基づき協同してこれを行う。

(3) 危機事象発生時の対応

① 派遣・帰国の判断

海外渡航(出張、留学等)の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断に当たっては、海外における日本人の安全対策の一環として、「外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」に掲載している「危険度情報」及び「感染症危険情報」を基に、次表「海外危険情報対応基準」、表2「追加判断基準」により判断する。

派遣・帰国の判断は、原則的に当該事業の担当部局長(全学のプログラムの場合、担当副学長)が行う物とする。但し、海外での本学学生・教職員のリスクについて状況が発生初発時において

必ずしも明瞭でないことも想定され、入手した情報に基づいて当該部局と国際交流センターが連携して対応について協議し課題について仕分けする。そしてリスク情報の把握と評価を進めながら、危機管理対応基準レベルを同定し、実践的対応方針を決めて行く。

※本学の危機対応の経験の蓄積は浅く対応力を意識的に形成して行く課題がある。今回提示した危機管理対応基準表は直面しうる現実を評価し対応処理するためのツールである。その意味で、今回提示した対応基準表は現時点までの経験を踏まえて整理した参照枠であり今後経験と分析、他大学での対応などから不断に学び、より確実で的確な対応に資するため参照枠の完成度を高める課題がある。

また、他大学などと協同して行う事業などによる派遣の場合は、本方針の基準を参考としながらも、他大学と充分協議を行う物とする。

さらには、乗継ぎによる経由地(空港内)については、空港閉鎖等の事態を除いて原則として判断の対象としない。

②出張等の判断

旅行者は、人事課が定める「海外出張調書」に必要事項(連絡先、危険度等、危険度等が高い場合は、出張しなければならない理由など)を記入し、旅行命令(依頼)者に提出する。学生は、別に定める「海外渡航届」に記入し国際交流センターに提出する。

旅行命令(依頼)者は、危険度の高い国・地域へ旅行命令等を行う際は、海外危険情報対応基準及び旅行者の状況を参考に、命令(依頼)の判断を行う。なお、判断は規定により学長から委任を受けた所属部局長が行うこととなるが、副学長(グローバル担当)と協議の上、判断を行うものとする。

③ 派遣中止・帰国の判断時期

参加者及び関係者への周知期間及びキャンセル料の発生しない合理的な期間として、渡航一ヶ月前を判断の基準とする。

【表1 海外危険情報対応基準】

外務省の危険情報 (※1)	職員 (教員を除く)	教員		学生 (※2)	
	命令に基づく旅行	命令に基づく旅行 (調査研究以外)	命令に基づく旅行 (調査研究※3)	命令又は依頼に 基づく旅行(TAなど)	留学プログラムやゼミ研 修、海外演習等へ学生が 参加する旅行
レベル0であるが、追加で考 慮を行う必要がある場合(表 2参照)	可	可	可	可 (条件を満たす場合のみ ※4)	可 (条件を満たす場合のみ ※4)
レベル1: 十分注意してください。	可	可	可	原則中止 (※5)	可 (条件を満たす場合のみ ※4)
レベル2: 不要不急の渡航は止めてく ださい。	原則中止 (※5)	原則中止 (※5)	可	原則中止 (※5)	原則中止 (※5)
レベル3: 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	原則中止 (※5)	原則中止 (※5)	原則中止 (※5)		
レベル4: 退避してください。渡航は止 めてください。 (退避勧告)	中止 (国際緊急援助等の場 合は可)	中止 (国際緊急援助等の 場合は可)			

※1 感染症危険情報は、危険情報の4段階の 카테고리ごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を状況に応じて追加で付記されるため、4段階の 카테고리以外で注意事項が発出された場合は、その都度本対応基準に照らして判断する。

※2 学生の旅行とは次のことをいう。命令に基づく旅行…大学と雇用関係を締結し、職務の範囲で旅行することや、教員が、大学院生を共同研究者として調査に同行させること。留学プログラムやゼミ研修…留学・国際ボランティア・インターン学会報告など教育プログラムのため旅行すること。

※3 調査研究を主たる目的として、教員が自らの意思で調査研究のため渡航するもの(科学研究費補助金等による研究出張など)。

※4 表2「追加判断基準」に定められる条件を指す

※5 渡航先の国際行事開催状況、他国外務省の情報、旅行者の現地体験の程度、予測しうる緊急時の体制等を勘案して、しかるべき安全管理をとりうると判断でき、さらには※4で述べられる追加基準を満たす場合に「可」とする。

表2 「追加判断基準」

留学・海外派遣は、原則的には外務省海外安全情報を参照し、「表1 海外危険情報対応基準」を元に判断する。しかし、以下にあげるような場合には、さらに追加で考慮を行う必要がある。

- 外務省発表の海外安全情報が、その派遣地域の実態に照らして相当ではない(危険度レベルの評価があますぎる)と信じるに足る理由がある場合。
- 外務省発表の海外安全情報では派遣地域に危険情報は出されていないが、その国の政治状況が流動的であり、派遣地域にもテロ・暴動等が発生する可能性が十分にあると考えられる場合。
- 外務省発表の海外安全情報では、派遣地域には危険情報は出されていないが、その派遣国の中には危険度レベルが3以上の地域がある場合。(例:2016年7月時点のトルコでは、シリアとの国境付近は危険レベル4だが、イズミールには危険情報が出されていない。)
- 派遣前数か月中に大きなニュースになるテロ・暴動などがその国で起き、その地域への学生派遣について学外・学内から説明責任を求められる可能性が十分ある場合。

上記のいずれかに当てはまる場合には、以下の条件を考慮し、派遣可能か判断する。

- 英国外務省トラベルアドバイス (<https://www.gov.uk/foreign-travel-advice>)において、派遣地域に「退避勧告」(Advice against all travel)と「観光旅行延期勧告」(Advice against all but ecclesial travel)が出されていない。(注意喚起(See our travel advice before you go)の場合は、派遣可能。)
 - 米国 Travel Alerts and Warnings において、派遣地域に特定の危険は出ていない。
 - 現地 JICA、JETRO 事務所から本派遣を行うことへの安全上の注意喚起が出されていない。
 - 外務省安全領事サービスセンターに問い合わせ、派遣地域の安全性に問題がないと回答をもらっている。
 - 現地受け入れ大学(あるいは団体・機関)が、現地の安全性に問題はないと判断している。
 - 他の海外・国内の信頼に足る教育機関が現地への派遣をキャンセルしていない。
 - 学生派遣の場合、派遣地域において、事件・事故にあう可能性が比較的高い施設・地域が出発前に特定され、それらへの接近が極力少なくなるような行程になっている。
(例:テロの可能性がないとは言えない場合、以下の施設への接近を避ける)
- 繁華街、政府・軍関係施設、大使館・領事館周辺、空港・中央駅・地下鉄、政府要人・高官居住地域、原発・エネルギー関係施設、教会・寺院・宗教施設、警察署、外国人が集まる娯楽施設、ランドマークとなる建物、その他人が多く集まる場所
- テロの心配がある場合は、派遣時期がラマダーンなどのテロの頻発する時期と重ならない。
 - 出発前に危機管理のオリエンテーションが学内で行われ、現地での安全管理についての説明が学生になされており、同意を得られている。
 - 宿泊施設のセキュリティ体制が十分とられていると判断できる。
 - 派遣者本人と家族に対して、最新の派遣地域の治安状況の説明が文書でなされ、書面での同意が得られている。
 - 学生派遣の場合、未成年者ではない。

④ 渡航後の判断

次の場合は、必要に応じて、旅行、留学等を中止し、途中帰国の判断を行う。

- ・ 外務省の危険度情報又は感染症危険情報が、渡航後に変更され、より高い区分となった場合
- ・ 派遣先大学等において、研究又は学業の継続が困難な場合(大学の閉鎖、研究・就業環境の悪化など)
- ・ 旅行者が病気・けがにより長期間入院治療が必要となった場合(健康状態に応じた判断を行うこと。)
- ・ 渡航先の国の法律に違反する行為を行った場合(渡航先の国の法律の取扱いに基づき判断する。)
- ・ 犯罪等の被害者となった場合(渡航先の国の法律の取扱いに基づき判断する。)

渡航中の帰国時期は、現地の医療水準、航空機の状況などを総合的に勘案し判断する。

(4) 海外渡航時の危機管理対策

① 情報収集

- ・ 海外渡航する教職員や学生、窓口対応する担当職員が必要な時に閲覧できるよう、大学ホームページ等において、このマニュアルの周知及び危機管理に関する情報を提供する。
- ・ 表1に該当する渡航者全員に、現地の情報収集、安全対策(自分の身は自分で守る)及び健康管理の必要性を周知し携帯する事を促す。
- ・ 表1に該当する渡航者全員に、渡航中外務省が提供している渡航登録サービスの利用を周知する。特に3ヶ月未満の渡航を予定している場合、もしくは外国での住所・居所を定めず3ヶ月以上渡航する場合は必ず登録する事を促す。

1)外務省海外旅行登録「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

② 大学との連絡体制

- ・ 渡航期間、渡航中の連絡先、住所等について記載された「海外出張調書」(学生は、「海外渡航届」)を提出させる。また、渡航後それらが変更になった場合は、速やかに大学(所属部局等)へ連絡するよう周知する。
- ・ 旅行期間の長さに関係なく、表1に該当する渡航者を派遣する部局は、緊急時の連絡網を作成し、関係者間で共有する。
- ・ 表1に該当する渡航者の内「学生」と、必要に応じてLINE、FACEBOOKなどSNSの大学アカウントとの連絡方法を渡航前に確認する。
- ・ 教員・職員には、現地での連絡先及び連絡方法を確認し、必要に応じて大学の公費で現地の携帯電話または無線ルーター機の提供を検討する。

③ 保険について

- ・ 表1に該当する渡航者の内、「学生」に対して大学保険としてJCSOS J-Basics に加入し、保証をする。J-Basic は、「1名以上の死亡または重傷病、行方不明、遭難者が出た場合」に発動され、事故発生時の学校の対応の支援と学校が事故対応の際に必要な財務的費用(現地までの旅費等)が保障される保険である。
- ・ 表1に該当する渡航者の内「学生」に、海外保険への加入を義務付ける。なお、海外保険に

関する情報提供や指導は国際交流センターにより行われる。クレジットカードの付帯サービスによる海外旅行保険を利用する場合は、旅行代金がクレジットカードで支払った場合のみに限られる場合や、治療費用など必要性の高い保障が低く抑えられているケースが多く見受けられたため、原則民間の保険会社を通して加入をし、加入後証明書を所属機関または国際交流センターに提出する事を求める。

(5) 対策本部の設置及び組織体制

① 対策本部(室)

国際交流センターは、その所掌する事項において危機事象が発生した場合に、危機レベルに対応した危機管理体制を設置する。担当する部局は、危機事象の把握、危機事象からの回復、損害の軽減に対して関係者に指示し、危機事象の収束後にはその報告書を作成する。

② 危機管理対応基準 (福島大学危機管理マニュアル 2017.4 別紙12より抜粋)

◆危機管理体制(標準)

危機レベル	部局	全学
1	部局内の緊急連絡網による対応	担当副学長に報告するとともに、必要に応じて学長、総務担当副学長及び総務課長、事務局長に報告する。
2	連絡要員は職場で対応、状況により対策本部設置を検討	緊急連絡網で担当部署が連絡を受け、担当副学長等に連絡し指示を受ける
3	“	連絡要員は職場で対応、状況により対策本部設置を検討
4	対策本部設置	対策本部設置

危機状況区分(標準)(福島大学危機管理マニュアル 2017.4 別紙12を集約)

危機レベル1	危機レベル2	危機レベル3	危機レベル4
<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者がなく、施設、設備などにも大きな被害がない事案 ・警察への届出で完了する事案 ・発病をしているが、命に別状もなく治療のための帰国も必要がない事案 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者が出たが軽傷の事案 ・施設、設備に被害が出たが拡大する恐れがない事案 ・学生又は保護者、学外者から電話・電子メールによる照会 ・報道機関から当該災害に関して照会又は取材の申込みのあった事案 ・発病をし、帰国をする必要がある事案 	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル2の状況が複数の部局で発生している事案 	<ul style="list-style-type: none"> ・重症以上の被害者がいる事案 ・施設、設備への被害が発生し拡大する恐れがある事案 ・被害が甚大で社会的反響が大きいと予測される事案 ・報道機関から当該事件に関して照会又は取材の申込みが多数ある事案 ・学生又は保護者、学外者から電話・電子メールによる照会が多数ある事案

③対策本部の組織体制

危機レベル3または4の場合、「福島大学危機管理マニュアル(2017.4版)」等によるものとするが、以下に組織体制、事務分担の概略を記載する。危機レベル2以下においては、この概略に準じて組織の体制づくりをし、事務を分担する。

役職名	役割	
本部長 学長	危機事象対応への統括	各事案の決定
副本部長 副学長(総務担当)	危機事象対応の指揮監督者	継続、現地派遣、帰国、撤退の判断、収束後の検証
リスク管理員 副学長(国際担当)、事務局長、所属長、総務課長等	危機事象対応の協議者	継続、現地派遣、帰国、撤退の協議

事務分担

区分	役割
情報収集・連絡班 総務課(国際交流センター)	対策本部の設置、管理、維持の支援、全体の経理、現地からの情報収集、各班への連絡、記録
学生・職員対応班 学生課	危機事案対象者の保護者・家族への説明、連絡調整
渉外班 総務課	文部科学省、外務省、関係機関との連絡調整
マスコミ対応班 総務課(広報担当)	報道機関への対応、学内への周知、市民への広報
現地職員派遣対応班 総務課(国際交流センター)	現地派遣の経理、手配、現地での事態収拾

④ 情報収集と情報の共有

海外との情報収集・共有においては、次のことを原則とする。

- (i) 大学側の窓口担当者は、現地の担当者と同じ言語ないしは英語の使える者とする。
- (ii) 大学側の窓口担当者は、危機事象の収束まで変更しない。
- (iii) 大学側の窓口担当者は、必要に応じて補助者をつけることができる。
- (iv) 大学の窓口担当者及び補助者は、危機事象の概要を、具体的かつ時系列による記録を取る。危機事象の当事者が複数の場合は、それぞれの記録を取る。
- (v) 大学の窓口担当者及び補助者は、その知り得た情報を本部(室)長に逐次報告する。

危機事象の概要の確認

5W1H	収集すべき内容	備考
「いつ」	危機事象の発生日時	時差に注意
「どこで」	危機事象の発生場所やその環境	できるならば現地の地図を用意
「誰」	学生、教員、職員、役員、その他	当事者以外の関係者についても把握
「何」	人的、物的、精神的、文化的なもの	
「どうなった」	なくなった、毀損したなど	
「なぜ」	危機事象の原因	

⑤ マスコミ対応

マスコミ等報道機関への対応は、「福島大学危機管理マニュアル(2017.4 版)」により、全学対応の場合は、副学長(国際担当)となるが、危機レベルにより次のとおりとすることも可とする。

対応窓口

危機レベル	本部(室)長	対応窓口	備考
4	学長	副学長(国際担当)	全学対応が必要な場合 等
3	副学長(国際担当)	総務課長	帰国の判断が必要な場合 等
2	総務課長	総務課広報担当	上記以外

取材等があった場合は、総務課(広報担当)に連絡する。